

**伊丹市オンライン型特定保健指導
業務委託事業者**

募集要領

令和8年2月

伊丹市

1. 業務概要

(1) 業務名

伊丹市オンライン型特定保健指導業務

(2) 目的

医療費の適正化及び国保努力者支援制度への効率的な対応に向け、オンラインによる非対面型の特定保健指導（以下、「オンライン特保」という。）を実施し、就労や生活状況等により対面での面談や継続して保健指導プログラムに参加することが困難である市民でも、夜間や休日といった時間帯でも指導を受けられる弾力的な体制を整備することで、特定保健指導の実施率を向上させる

(3) 業務内容

ICT および PHR を活用した特定保健指導の実施等（詳細は、別紙業務仕様書のとおり）

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2. 予定価格

1,480,820 円

ただし、本事業に係る令和 8 年度当初予算の減額等があり、契約候補者が対応できなかつた際には、契約締結しない場合があるので、留意してください。

3. 参加資格

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法第 21 条第 1 項に基づき、更生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- (6) 破産法第 18 条第 1 項もしくは第 19 条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年伊丹市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者に該当しないこと。
- (8) 健康保険組合等においてオンライン特保業務を請け負った実績があること。

4. 日程

- ・公募・参加申込受付の開始 令和8年2月17日（火）
- ・質問受付締切 令和8年2月25日（水） 12時00分まで
- ・質問回答 令和8年2月27日（金）
- ・参加の申込・辞退受付締切 令和8年3月6日（金） 12時00分まで
- ・企画提案書等受付締切 令和8年3月11日（水） 17時00分まで
- ・審査 令和8年3月18日（水）
- ・結果通知 令和8年3月24日（火）（予定）
- ・契約の締結 令和8年4月1日（水）（予定）

5. 質問の受付及び回答

- (1)提出期限：令和8年2月25日（水） 12時00分まで（必着）
- (2)提出方法：電子メールにて、メールタイトルを「【質問】伊丹市オンライン型特定保健指導業務プロポーザル」として、別添の質問用紙（様式2）に質問項目を記載して添付し、提出すること。電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しません。
- (3)提出先：伊丹市役所健康福祉部保健医療推進室健康政策課 担当：小西
E-mail kenkoseisaku@city.itami.lg.jp
- (4)回答日：令和8年2月27日（金）
- (5)回答方法：参加申込書を提出している者すべてに回答するとともに市ホームページに掲載します。

6. 参加申込・辞退受付

- (1)提出期限：令和8年3月6日（金） 12時00分まで（必着）
- (2)提出方法：参加届出書（様式1）及び「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく誓約書（様式4）に必要事項を記入の上、メールタイトルを「【参加申込】伊丹市オンライン型特定保健指導業務プロポーザル」として、電子メールに添付して提出してください。
- (3)提出先：伊丹市役所健康福祉部保健医療推進室健康政策課 担当：小西
E-mail kenkoseisaku@city.itami.lg.jp
- (4)参加の辞退
参加届出書（様式1）を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届出書（様式3）を提出してください。

7. 企画提案書等の作成及び提出

- (1)提出書類・必要部数

①企画提案書

10部

②提案書の概要（A4版）	10部
③事業者の紹介に関する書類（会社案内パンフレット等）	10部
④価格見積書（様式5）	1部
※発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載する。	
⑤価格内訳書（様式6）	1部
※提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、伊丹市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、伊丹市が提案された内容について補足書類の提出を求めたときも同様とします。	

（2）企画提案書等作成要領

企画提案書は簡易製本したもの（A4版）で、表紙・目次等も含めて20ページ以内とし、ページ数を付してください。考え方等について、文章、表および図等で簡潔かつ明瞭に記述し、専門的知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現にしてください。

企画提案書の記載事項は以下のとおりです。

- ①業務遂行体制（業務実施のための職員及び責任者の配置、実施場所、教育、クレーム対応、危機管理など）
- ②個人情報保護・情報セキュリティ体制
- ③市町村もしくは健康保険組合等が実施する同等事業の業務実績
- ④利用者が保健指導を受けた結果、指導効果が出るような工夫の提案（アウトカム（体重、腹囲）や健康意識の変化等について）
- ⑤ICTを活用したオンライン特保業務についての提案（対象者の要望や状況に応じた柔軟な対応や仕組み作り、高齢者やスマートフォンの操作に不安がある方にも利用しやすい工夫やサポート体制、ICTツールを積極的に活用した生活習慣病の予防・改善に係る行動変容を目的とした指導の実施について）
- ⑥オンライン面談や予約受付の弹力的な実施の提案（休日、夜間等の面談の実施や申し込み後早期の面談実施等）
- ⑦申込者が増加するための提案（申込者が定員に達していない現状があるため、魅力あるインセンティブの提供や参加意欲を高めるような勧奨用リーフレットの提案等について）
- ⑧その他、企画提案の内容を理解するために参考となる資料（独自性があり、創意工夫がなされた総合的な企画立案であること）
- ⑨業務スケジュール（年間スケジュール、個人の保健指導の流れが分かるもの）

（3）提出期限等

- ①提出期限：令和8年3月11日（水）17時00分まで（必着）
- ②提出場所：伊丹市役所健康福祉部保健医療推進室健康政策課
- ③提出方法：持参又は郵送

(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)

8. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行います。Cisco 社の Webex Meetings を使用してのプレゼンテーションを令和 8 年 3 月 18 日（水）に予定しています。開催時間等の詳細については、別途通知します。

下記 9 の(1)～(2)で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定します。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、電子メールにより参加者全員に通知します。

9. 審査基準及び配点

評価基準に基づき、応募者から提出された企画書および見積書について、書類審査及び見積金額により総合評価し、評価点の最も高い事業者を選定します。なお、参加者が 1 者のみである場合、評価点が 60 点を超える評価をもって当参加者を選定します。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 企画提案の内容、実施体制 | 80/100 点 |
| (2) 見積価格 | 20/100 点 |

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記 3 の(2) 又は(3)の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) ヒアリング等に出席しなかったとき
- (7) 価格見積書の金額が、前記 2 に示した価格を超過しているとき
- (8) 前記 8 に基づき審査した結果、その得点が 60 点に満たなかったとき

11. 契約

契約締結候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。

令和8年4月1日（予定）に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行います。なお、契約に関しては本市契約に関する規則に基づき行います。契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

当該令和8年度予算の議決がなされることを前提に契約締結を予定しており、否決された場合において、選定された事業者が損害を受けることがあっても、本市はその損害賠償の責めを負いません。

12. その他の留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、本用途以外には無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とします。
- (6) 成果物のうち、伊丹市の資料等に基づいて作成した成果物の著作権については、原則伊丹市が所有することとします。ただし、使用したイラストや写真などの一部において、市と協議の上、受託者が著作権を留保することとします。

13. 担当部署（問い合わせ先）

事務局 伊丹市役所健康福祉部保健医療推進室健康政策課 担当：小西

所在地 〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地1

伊丹市立保健センター（いたみ総合保健センター1階）

電話 072-784-8080

E-mail kenkoseisaku@city.itami.lg.jp